

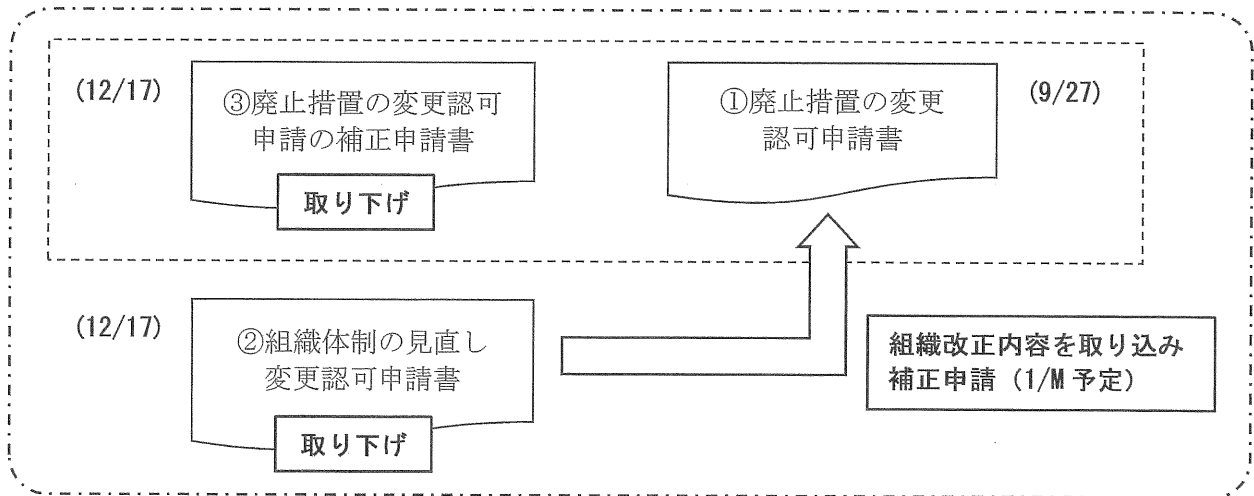
廃止措置に係る保安規定変更認可申請の補正について

経緯

2019年9月27日に申請した、①廃止措置の変更認可申請について、別途、2019年12月17日に申請した②組織体制の見直しに伴う変更認可申請と重複する部分があることから、2019年12月17日に③廃止措置の変更認可の補正申請を実施した。

その後の審査過程において、①廃止措置の変更認可申請及び②組織体制の見直しに伴う変更（②及び③）については、互いの関連性を再検討する必要があると判断したため、本申請書の取り下げを行うとともに、②組織体制の見直しに伴う変更の内容を①廃止措置の変更認可申請へ取り込む補正申請を行うこととする。

申請イメージ



以上